第３回定例会議事日程（第１号）

第　１　会議録署名議員の指名
第　２　会期の決定
第　３　議案第２４号　いちき串木野市監査委員条例及びいちき串木野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第　４　議案第２５号　いちき串木野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
第　５　議案第２６号　いちき串木野市税条例の一部を改正する条例の制定について
第　６　議案第２７号　いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
第　７　議案第２８号　いちき串木野市未来の宝子育て支援金支給条例を廃止する条例の制定について
第　８　議案第２９号　いちき串木野市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
第　９　議案第３０号　いちき串木野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
第１０　議案第３１号　社会教育施設の運用見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
第１１　議案第３２号　いちき串木野市公民館運営審議会条例を廃止する条例の制定について
第１２　議案第３３号　いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第１３　予算議案第３号　令和８年度いちき串木野市一般会計補正予算（第３号）
第１４　介特予算議案第２号　令和８年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第１号）

――――――――――――――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件
　議事日程に同じ

――――――――――――――――――――――――――――――――

本会議第１号（６月１２日）（金曜）

出席議員　　１３名

１番	西　　美香君	９番	東　　育代君
３番	福山修司郎君	１０番	濵田　　尚君
４番	奥吉拓郎君	１１番	竹之内　　勉君
５番	竹中ひかり君	１２番	原口政敏君
６番	西田憲智君	１３番	福田清宏君
７番	吉留良三君	１４番	松崎幹夫君
８番	江口祥子君		

―――――――――――――――――――――――――――――――――

欠席議員　　１名

２番　　二井谷友希君

―――――――――――――――――――――――――――――――――

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	石元謙吾君	主査	軍神卓也君
補佐	岩下麻衣君	主任	宮之原　　聖君

―――――――――――――――――――――――――――――――――

説明のため出席した者の職氏名

市長	中屋謙治君	財政課長	神薗正樹君
副市長	出水喜三彦君	教育総務課長	吉永康彦君
教育長	相良一洋君	消防長	上夷征史君
総務課長	長畑正博君	市民生活課長	西久保敏彦君
企画政策課長	山﨑達治君		

―――――――――――――――――――――――――――――――――

令和８年６月12日午前10時00分開会

△開　　会

○議長（松崎幹夫君）　これから令和８年第３回いちき串木野市議会定例会を開会します。

―――――――――――――――――――――

△報　　告

○議長（松崎幹夫君）　まず、報告します。

去る６月８日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおりです。

なお、付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

次に、市長から報告のあった令和７年度一般会計繰越計算書及びいちき串木野市土地開発公社の経営状況の写しをお手元に配付してあります。

また、鹿児島県市議会議長会臨時総会出席報告及び全国市議会議長会定期総会出席報告についても、その写しを配付してあります。

―――――――――――――――――――――

△開　　議

○議長（松崎幹夫君）　これから本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――――――

△日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（松崎幹夫君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、東育代議員、濵田尚議員を指名します。

―――――――――――――――――――――

△日程第２　会期の決定

○議長（松崎幹夫君）　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から７月３日までの22日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　異議なしと認めます。

したがって、今定例会の会期は、本日から７月３日までの22日間とすることに決定しました。

―――――――――――――――――――――

△日程第３～日程第14
議案第24号～介特予算議案第２号一括上程

○議長（松崎幹夫君）　次に、日程第３、議案第24号から日程第14、介特予算議案第２号までを一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

［市長中屋謙治君登壇］

○市長（中屋謙治君）　おはようございます。

令和８年第３回いちき串木野市議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第24号いちき串木野市監査委員条例及びいちき串木野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条文を整理しようとするものであります。

議案第25号いちき串木野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、従来の在留カード等にマイナンバーカードの機能が付加された特定在留カード等により、印鑑登録証明書の交付申請を行うことができるよう、改正しようとするものであります。

議案第26号いちき串木野市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正しようとするものであります。

改正の主な内容は、所得税において、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出が不要な場合であっても、市民税において扶養親族等の必要な情報が得られるよう、提出義務の範囲を拡大するほか、固定資産税において免税点の引上げなどを行うものであります。

議案第27号いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める

政令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額を改定しようとするものであります。

議案第28号いちき串木野市未来の宝子育て支援金支給条例を廃止する条例の制定についてであります。

未来の宝子育て支援金は、本市独自の子育て支援施策として、平成18年１月の事業開始以降、令和７年度末までに延べ5,113人に対して約１億9,000万円を支給しております。

一方で、本市では現在３つの無償化や国の子育て支援施策の拡充に伴う新たな支援策を実施しているところであり、今後は子育て環境の整備に重点的に取り組んでいく方針を踏まえ、これらを総合的に勘案し、本事業は子育て支援に一定の役割を果たしたものとして、条例を廃止しようとするものであります。

なお、事業の廃止に当たり経過措置として、令和９年５月31日までの出生については、支給の対象とするものであります。

議案第29号いちき串木野市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

長崎鼻公園を活かした誘客交流拠点施設整備運営事業による多目的広場やにぎわい施設などの公園施設等の整備に伴い、改正しようとするものであります。

議案第30号いちき串木野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

去る令和７年12月５日、荒川小学校ＰＴＡ及び荒川地区まちづくり協議会から「荒川小学校の串木野小学校への統合についての要望書」が提出されたことを受け、総合教育会議で慎重に協議を重ねた結果、要望書の趣旨を尊重し、令和９年４月に荒川小学校を串木野小学校に統合することに伴い、改正しようとするものであります。

議案第31号社会教育施設の運用見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

社会教育施設の運用見直しに伴い、中央公民館、市来地域公民館、市民文化センター及びいちきアクアホールの休館日及び開館時間を統一するとともに、利用実態を踏まえ、会議室の利用区分を整理しようとするものであります。

議案第32号いちき串木野市公民館運営審議会条例を廃止する条例の制定についてであります。

社会教育関係会議について、審議機能及び情報共有機能等の整理を行い、社会教育委員の会議を中核とした体制へ見直すため、公民館運営審議会を廃止し、公民館に関する審議機能を社会教育委員の会議へ統合することに伴い、条例を廃止しようとするものであります。

議案第33号いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

公民館運営審議会の廃止及び中小企業・小規模企業振興推進会議の設置に伴い、改正しようとするものであります。

次に、予算議案第３号令和８年度いちき串木野市一般会計補正予算（第３号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,649万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を188億1,394万円とするものであります。

それでは、歳出から款を追って、その主なるものについて説明を申し上げます。

２款総務費は、総務管理費で高校生を講師として育成し、高齢者向けのスマホ教室を実施するデジタルデバイド対策事業費の追加のほか、学校法人神村学園に対するふるさと寄附金教育応援分交付金及び荒川地区の備品購入に係るコミュニティ事業助成金の計上であります。

３款民生費は、児童福祉費で寄附を受けて実施する児童扶養手当受給世帯への図書カード配布経費の計上のほか、放課後児童クラブを新設することに伴う放課後児童健全育成事業費の追加及び食材費等の高騰の影響を受けている保育所等へ給食費の一部を補助する保育所等給食支援事業費の計上であります。

また、生活保護費で、最高裁判決を踏まえ、保護費を追加給付する事業費の計上であります。

４款衛生費は、保健衛生費で子ども医療費におけるオンライン資格確認に対応するシステム改修経費及び頭位性変形のある乳児の矯正ヘルメットによる

治療費を助成する経費の計上であります。

７款商工費は、商工振興費で中小企業・小規模企業振興推進会議等の設置に伴う経費の計上であります。

８款土木費は、都市計画費で長崎鼻公園の施設管理に係る事業費の追加であります。

10款教育費は、教育総務費で川上小学校校長住宅浄化槽取換修繕費の計上のほか、串木野中学校区をモデル地域として、災害時の安全確保体制等を構築する学校安全総合支援事業費の計上及びＡＬＴの交代に伴う経費の追加、小学校費で荒川小学校の閉校に向けた準備関係経費の計上であります。

次に、歳入について説明を申し上げます。

14款国庫支出金及び15款県支出金は、事業費決定に伴うものであります。

17款寄附金は、鹿児島市在住の末吉弘文氏からの寄附金の計上で、児童扶養手当受給世帯への図書カード配布経費に充当しようとするものであります。

18款繰入金は、ふるさと寄附金基金繰入金の追加であります。

19款繰越金は、令和７年度決算見込みによる繰越金のうち、今回の補正財源所要額の追加であります。

20款諸収入は、コミュニティ事業助成金の計上であります。

次に、介特予算議案第２号令和８年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第１号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ８万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億4,646万3,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、１款総務費で介護報酬改定に伴うシステム改修に係る経費の計上、歳入は、３款国庫支出金で介護保険事業費補助金の計上、７款繰入金で一般会計繰入金の追加であります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決してくださいますようお願い申し上げます。

○議長（松崎幹夫君）　これより質疑に入ります。

まず、議案第24号いちき串木野市監査委員条例及びいちき串木野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第25号いちき串木野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

○12番（原口政敏君）　所管が違いますから２点ほど伺いますが、これは全ての外国人に適用できるものかどうか。そして、本市に今、外国人は何人いらっしゃいますか、２点について質問をいたします。

○市民生活課長（西久保敏彦君）　今回の特定在留カード等についてであります。こちらのカードにつきましては、申請される全ての方が対象となります。あくまでも申請になってきますので、これまでどおり在留カードとマイナンバーカードの両方を持つ方もいらっしゃると考えております。

また、外国人につきましては、３月末で512人ですが、４月末の現在で530人程度になっているところであります。

○議長（松崎幹夫君）　ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第26号いちき串木野市税条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第27号いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第28号いちき串木野市未来の宝子育て支援金支給条例を廃止する条例の制定について、質疑はありませんか。

○４番（奥吉拓郎君）　この未来の宝子育て支援金についてちょっとお伺いいたします。

この未来の宝子育て支援金なんですけれども、自分が福祉課の社会福祉係にいたときに始まった制度で、自分が保育園担当だったりもしたんですけれど、そのときに始まって、ほかの市とかにもこういう制

度ってありますかって聞いたときには、ほかの市からいちき串木野さんは財源が豊かですねとか、そういうふうに言われた記憶もあるんですけれども、この目的というのが、未来の宝子育て支援金は「次世代を担う子どもの出生を祝福するとともに、その健やかな成長を願い、健康で明るいまちづくりに資することを目的とし」となってますので、もしこの条例を廃止するということになりましたら、その目的を市として否定するというか、否定することを何か公言することになってしまうんじゃないかなって思うところと、あと保育料と子ども医療費、学校給食費の３つの無償化ですとか、ほかにも何か妊婦のための支援給付金とか、そういう制度があるとは書いてますけれども、そういう制度があるからといって廃止しないといけないっていうことにはならないと思います。

この条例は、本市のイメージアップにも少なからず貢献している制度だと思いますので、むしろ維持していくべき制度なんじゃないかと思いますけれども、市の見解を伺います。

○副市長（出水喜三彦君）　お述べになられたとおり制度開設当時は、子ども子育て世代の経済的負担の軽減ということと、あとは地域が子どもを歓迎する地域であるというメッセージ性を持って、当時県内とすれば、恐らく離島のほうであった以外では初めてだったかというふうに思います。

そういうことで、この効果というのも一定の評価をしつつも、いずれにしてもこの現金給付とすれば少子化と言いますけれども、その効果がなかなか見えにくいと、こういった側面もあって、議会資料にもございますとおり国のほうで、今はこの給付と相談体制と、このセットでという形にシフトしている状況と、申し上げました３つの無償化、それから、そのほか、どちらかといえばこれから現金給付のみならず、子育ての環境の整備に重点化していきたいと、こういう思いで今回御提案してるところでございます。

条例の趣旨にありました健やかな成長を願う、このことには変わりはございません。

○４番（奥吉拓郎君）　今回この制度を廃止することによって、この分の財源が浮くことになると思うんですけれども、この財源を用いて何かする事業というのは予定されているんでしょうか。

○副市長（出水喜三彦君）　この廃止によって即この事業をするというようなことではございませんけれども、これまでも先ほど申し上げました３つの無償化とその大きな財源を使って、子育て施策を充実したところでございますので、この分を何かに即振り替えるということはございませんが、先ほど申し上げました子育て環境の整備に軸足を置くべきだと、この基本方針にはございますので、例えば、今回御提案申し上げております放課後児童クラブの拡充でありましたり、そういった環境整備のほうに振り替えていきたいと、このように考えております。

○４番（奥吉拓郎君）　ああいった財源はもともとが子育て支援金ということなので、ぜひ子育て支援の政策のほうに有効活用していただきたいと思います。

○議長（松崎幹夫君）　ほかにありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第29号いちき串木野市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第30号いちき串木野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第31号社会教育施設の運用見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第32号いちき串木野市公民館運営審議会条例を廃止する条例の制定について、質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第33号いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　質疑なしと認めます。

次に、予算議案第３号令和８年いちき串木野市一般会計補正予算（第３号）について、質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　質疑なしと認めます。

次に、介特予算議案第２号令和８年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第１号）について、質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　質疑なしと認め、これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっている議案については、お手元に配付しました議案の委員会付託区分表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は終了しました。

―――――――――――――――――――――

△散　　会

○議長（松崎幹夫君）　本日はこれで散会いたします。

散会　午前10時23分